

## [事案 2021-233] 満期保険金等支払請求

・令和4年7月4日 裁定終了

### <事案の概要>

契約者貸付および解約手続を行っていないことを理由に、満期保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和51年7月に契約した定期付養老保険（契約①）、昭和52年7月に契約した定期付養老保険（契約②）および平成4年3月に契約した定期保険（契約③）について、以下の理由により、契約①②の満期保険金および契約③の社員配当金を支払ってほしい。

- (1) 契約者貸付を受けたことはなく、契約②の解約もしていない。また、保険料は満期日まで支払っている。
- (2) 契約者貸付や解約がなされているのであれば、それは募集人（自分の弟）が勝手に行ったものである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、契約者貸付を受けている他に、昭和56年12月以降、保険料の未払いによる自動振替貸付が実施されている。そして、平成18年6月以降は自動振替貸付が実施できなくなったため失効し、同月に解約返戻金と社員配当金の合計額から契約者貸付と自動振替貸付を控除した残額を申立人の口座に振り込んでいる。
- (2) 契約②について、契約者貸付を受けている他に、昭和56年12月以降、保険料の未払いによる自動振替貸付が実施されており、平成18年9月に解約している。そして、同月に解約返戻金と社員配当金の合計額から契約者貸付と自動振替貸付を控除した残額を申立人の口座に振込んでいる。
- (3) 契約③について、満期後の平成14年3月に、社員配当金を申立人の口座に振込んでいる。
- (4) 仮に、申立人が主張する満期保険金請求権および配当金請求権が存在していたとしても、各満期日から3年以上経過しており、約款にもとづく消滅時効が成立している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の請求および主張の確認と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、満期保険金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。